

各国の地域公共交通に関する制度について

資料2-1-3

	日本	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ	韓国
交通権・移動権を規定した法律	なし	国内交通基本法(82)	なし	なし	なし	なし
地域公共交通に係る計画制度を規定した法律	地域公共交通の活性化・再生に関する法律(07)	国内交通基本法(82)	近距離交通地域化法(96)	2000年交通法	1964年都市公共交通法(MPOの策定手続を規定) 1991年総合陸上輸送効率化法(ISTEA:MPOを充実強化)	大衆交通育成利用促進法(05)
上記計画の策定の義務化の有無	任意※ ※「作成することができる」と規定)	96年改正法により10万人以上の都市圏で策定義務化	近距離交通地域化法(96)で策定を義務化 計画の策定に係る細則は州法で規定	2000年交通法で策定義務化	MPOと州が長期計画と交通改善計画を策定することを義務化	義務化
地域公共交通に係る計画	地域公共交通総合連携計画	都市圏交通計画(PDU)	交通計画	地方交通計画(LTP)	交通計画(TP)	大衆交通基本計画(国) 地方大衆交通基本計画(地方)
地域公共交通に係る特別の財源(中央政府)	なし	なし	エネルギー税	鉱油税(州政府に配分。一部が公共交通に使用)	ガソリン税	交通税(政令により、道路67.5%、都市鉄道13.5%、高速鉄道・空港9.0%、調整10.0%と配分)
地域公共交通に係る特別の財源(地方政府)	なし	都市圏交通機構(AOTO)に交通税(VT)の課税権を付与(交通税収入はインフラ整備・運営費の双方に充当可)	近距離交通地域化法の制定に伴い、エネルギー税の一部を連邦から州の財源に委譲	道路利用者(Road User Charge)や職場駐車場への駐車(Workplace Parking Levy)に係る課税権限を付与	公共交通運営団体に交通区域内における売上税の課税権を付与	交通誘発負担金(主として交通安全施設整備)
地域公共交通に係る補助制度	(平成22年度) 地域公共交通活性化・再生総合事業、等 (平成23年度) 地域公共交通確保維持改善事業、等	トラム等のインフラ整備に対する補助	地方交通助成法(GVFG)に基づく地域公共交通の関連施設に対する補助	LTPの審査・評価を通じた補助	SAFETEA-LUに基づくガソリン税の配分制度	地方分権交付税(一般会計)等による支援あり

資料)国土交通省調べ(平成21年9月現在)

交通バリアフリーに係る主要諸国の法制度

	日本	イギリス	スウェーデン	アメリカ	カナダ
根拠法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act)	公共交通における障害者のための施設に関する法律、公共交通の責任に関する法律 等	アメリカ障害者法 (Americans With Disabilities Act of 1990) ※2008年に一部改正	カナダ人権法、カナダ運輸法 (Canada Transportation Act) 第5章
規制内容	<p>2000年に制定された高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律が、2006年に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律と統合。</p> <p>・公共交通施設、建築物等について、新設・改築の際の移動等円滑化基準への適合を義務付け</p> <p>・既存の公共交通施設、建築物等については、移動等円滑化基準適合の努力義務</p>	<p>DDAに基づき、政府が鉄道・バス・タクシーに係る最低基準を策定。従わない場合は罰則あり。不適切な施設を提供している事業者に対しては、提訴することが可能。</p> <p>・鉄道: 1998年の鉄道基準を満たす</p> <p>・バス: 2017年までに全てのバスに車いすで乗車可能</p> <p>・タクシー: ロンドンタクシーはスロープ装着義務化</p> <p>・航空機については国際基準に準拠した任意行動基準、船舶については国際海事機構の規定及びガイドラインが作成されている。</p>	<p>2000年に保険総務省が「よりアクセシブルなスウェーデンを目指して」を発表し、2010年までに既存の公共建築物及びその他の公共施設をアクセシブルにする方向を明記。</p> <p>・計画及び建築に関する法律において、建築物の新築・修繕の際に移動制約者のニーズを考慮することを義務付け</p> <p>・公共交通における障害者のための施設に関する法律及び公共交通の責任に関する法律において、公共交通システム及び車両について、障害者のニーズに対応することを義務付け</p> <p>・法律としての位置づけはないが、公共交通規則において、鉄道、バス、航空機等のバリアフリー化に係る規則を策定</p>	<p>施設の整備及びサービスの提供に関する細則について、アクセス委員会 (Access Board) が作成するガイドラインをもとに、運輸省又は司法省が作成。</p> <p>・新設の旅客施設、車両、建築物については、細則への適合義務</p> <p>・改良の際は改良部分について細則への適合義務</p> <p>・一部の既存施設(駅)等については、一定期間内における</p>	<p>カナダ運輸省(CTA)が1991年に、すべてのカナダ人は何ら障害無くカナダの交通機関を利用することができなければならないとする「アクセス・フォー・オール」を発表。</p> <p>以下に関する任意行動基準について、交通事業監察局が原案を作成し、利用者代表等で構成される諮問委員会を経て策定</p> <p>・航空機 ・鉄道車両、鉄道サービス ・フェリー</p> <p>・障害者とのコミュニケーション</p> <p>・航空・鉄道・フェリーターミナル</p>